

4水推第1407号
令和5年2月16日

都道府県知事 殿

水産庁長官

「届出養殖業の届出に関する取扱要領」の制定について

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第20号）及び内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第8号）については、令和5年4月1日から施行されることとなった。

このため、これらの法令の内容を踏まえ、各都道府県等の行う事務の適正かつ円滑な運用が図られるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、国の考え方及び事務処理上の留意事項を取りまとめ、技術的助言として、別紙「届出養殖業の届出に関する取扱要領」を制定し、令和5年4月1日から施行することとしたので、御了知の上、業務の適正な執行に御配慮願いたい。また、本通知について、貴管下関係者に周知徹底を図る等遺漏ないように措置されたい。

なお、本通知の制定に伴い、「うなぎ養殖業の届出に関する取扱要領」（平成26年10月16日付け26水推第665号水産庁長官通知）は、廃止する。

届出養殖業の届出に関する取扱要領

第1 趣旨

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「法」という。）第28条第1項の届出養殖業の届出等に係る各種手続きについては、法及び内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 届出養殖業の届出

- 1 法第28条第1項の届出養殖業の届出は、規則第18条第1項及び第2項の規定に基づき、別記様式第1「届出養殖業の開始届出書」を提出するものとし、届出書の記載については、以下の点に留意するものとする。
 - (1) 「養殖場」とは、届出養殖業の用に供することを目的とした施設であって、養殖池と関連施設で構成されるものをいう。
 - (2) 使用する養殖場の「名称」については、業務上使用している名称を記載するものとし、特に名称がない場合には、「第1養殖場」、「第2養殖場」等他の養殖場と識別できるように記載すること。
 - (3) 使用する養殖場の「所在地」については、管理事務所の住所等養殖場を代表する住所を記載すること。
 - (4) 「養殖場ごとの全ての養殖池の総面積及び総体積」として、養殖場に存在する養殖池の面積及び体積を記入すること。一の養殖場に複数の養殖池が存在する場合には、その面積及び体積の合計値をそれぞれ記入すること。
 - (5) 「養殖する水産動植物の種類」には、クルマエビ、トラフグ、ヒラメ等のように種名（標準和名）を記載し、複数種類を養殖している場合には、全ての種類を記載すること。
 - (6) 「養殖の方法」として、前年の生産量（令和5年4月以前から届出養殖業を営んでいる場合に限る。）、1日当たり排水量、取水先、排水先、排水時の処理状況及び停電時における補助電源の確保の有無を記載すること。
- 2 法第28条第2項の変更の届出は、規則第18条第3項の規定に基づき、別記様式第2「届出養殖業の届出事項の変更届出書」を提出するものとする。
- 3 法第28条第3項の廃止の届出は、規則第18条第4項の規定に基づき、別記様式第3「届出養殖業の廃止届出書」を提出するものとする。

第3 届出養殖業者の相続人等に関する特例

規則第19条の規定により届出養殖業者の地位を継承した場合には、その継承の日から30日以内に、別記様式4「届出養殖業者の相続人等の特例に関する届出書」及び相続又は法人の合併若しくは分割のあったことを証する以下の書面を添えなければならない。

- (1) 相続の場合には、遺産分割の協議書等相続を証する書類
- (2) 合併又は分割の場合には、契約書の写し等の合併等を証する書類

第4 実績報告書の提出

- 1 法第29条第1項の実績報告書については、規則第21条第1項第2号の規定に基づき、届出養殖業の届出をした養殖場ごとに、当該報告に係る事業年度（4月1日から翌年の3月31日まで）に属する最終月の翌月の30日までに提出するものとする。

- 2 規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、別記様式 5「届出養殖業の実績報告書」を提出するものとし、実績報告書の記載については、以下の点に留意するものとする。
 - (1) 「養殖の用に供した種苗の種類別の量」として、前年度に導入した種苗（受精卵を含む）の量及び尾数を、魚種及び年齢ごとに記載すること。
 - (2) 「養殖の実績」として、前年度末時点の在庫数量及び前年度のへい死数量について、魚種及び年齢ごとに記載すること。また、前年度の出荷数量及び前年度の出荷金額について、魚種及び月ごとに記載すること。

第 5 書類の提出先

- 1 規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、届出に係る書類は、当該届出に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。なお、一の養殖業者が二以上の都道府県に養殖場を有する場合には、都道府県ごとに当該都道府県内に所在する養殖場について記載した書類を作成し、それぞれ当該届出に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。
- 2 規則第 23 条第 2 項の規定により、当該書類が都道府県知事に受理されたときに農林水産大臣に提出があったものとみなすこととされているので、留意されたい。

附 則（令和 5 年 2 月 16 日付け 4 水推第 1407 号）
この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。